

○厚生労働省告示第 号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十五年厚生労働省令第百二十四号）の施行に伴い、及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年 月 日

厚生労働大臣 田村 憲久

第二号の二イの(1)中「病院」の下に「（以下「病院」という。）」を加え、同号ロの(1)中「医療法第一条の五第一項に規定する」を削り、「同条第二項」を「医療法第一条の五第二項」に改め、「診療所」の下に「（以下「診療所」という。）」を加え、同号ハの(1)中「医療法第一条の五第一項に規定する」及び「同条第二項に規定する」を削る。

第二号の三を削る。

第三号イ中「第10の1」を「第9の1」に改め、同号ロ中「第10の2」を「第9の2」に、「第10の1」を「第9の1」に改め、同号ハ中「第10の11」を「第9の11」に改め、同ハの(4)中「医療観察

法」を「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）（以下「医療観察法」という。）」に、「刑事施設」を「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第三条に規定する刑事施設（以下「刑事施設」という。）」に、「少年院」を「少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第一条に規定する少年院（以下「少年院」という。）」に改め、同ハの(5)中「保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センター」を「更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第二十九条に規定する保護観察所（以下「保護観察所」という。）」、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第七項に規定する更生保護施設（以下「更生保護施設」という。）」、医療観察法第二条第三項に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センター（以下「精神保健福祉センター」という。）」に改める。

第四号中「第12の1の3」を「第11の1の3」に、「第12の5」を「第11の5」に、「第12の5の9」を「第11の5の9」に、「第12の8」を「第11の8」に改める。

第五号中「第13の9」を「第12の9」に、「第13の1」を「第12の1」に改める。

第五号の二中「第14の1」を「第13の1」に改める。

第六号イ中「第15の1」を「第14の1」に改め、同号ロ中「第15の14」を「第14の14」に改める。

第七号を次のように改める。

七 指定共同生活援助の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第15の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

(1) 指定障害福祉サービス基準第二百八条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人又は生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第15の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人又は生活支援員を配置することが可能であること。

(2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されるときともに、介護給付費等単位数表第15の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3) 指定共同生活援助事業所の従業者に対し、医療観察法第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号に規定する入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。

(4) 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協

力体制が整えられていること。

ロ 介護給付費等単位数表第15の7のホの医療連携体制加算（V）（第八号ロにおいて「医療連携体制加算（V）」という。）を算定すべき介護給付費等単位数表第15の7の注5に規定する指定共同生活援助事業所の施設基準

(1) 当該指定共同生活援助事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第九号）第五十七条第三項に規定する訪問看護ステーション等（以下「訪問看護ステーション等」という。）との連携により、看護師を一名以上確保していること。

(2) 看護師により二十四時間連絡できる体制を確保していること。

(3) 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

第七号の次に次の一号を加える。

八 外部サービス利用型指定共同生活援助の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第15の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

(1) 指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人に加え、介護給付費等単位数表第15の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人を配置することが可能であること。

(2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されいるとともに、介護給付費等単位数表第15の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に対し、医療観察法第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号に規定する入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。

(4) 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。

ロ 医療連携体制加算（V）を算定すべき介護給付費等単位数表第15の7の注5に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の施設基準

(1) 当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職員として、又は病院若しくは診療所

若しくは訪問看護ステーション等との連携により、看護師を一名以上確保していること。

(2) 看護師により二十四時間連絡できる体制を確保していること。

(3) 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、

当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。